



2019年5月13日

各 位

会 社 名 三菱マテリアル株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 小野 直樹  
(コード番号 5711 東証第1部)  
問 合 せ 先 総務部広報室長 鈴木 信行  
(電 話 番 号 03-5252-5206)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月21日開催予定の第94回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- 1) 当社は、取締役会の経営監督機能の強化及び経営の透明性・公正性の向上を図るとともに、業務執行における意思決定の迅速化を進めるため、指名委員会等設置会社へ移行することとしております。これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。なお、定款変更案のうち、執行役の責任を法令に定める限度内で取締役会の決議により免除できる旨の規定(定款変更案第35条)の新設については、各監査役の同意を得ております。
- 2) 上記の変更に伴い、条数の変更等の所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容については、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月21日(予定)

定款変更の効力発生日 2019年6月21日(予定)

以 上

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第4条～第9条 (省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 この会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びにこの会社に対する株主の権利行使についての手続き等は、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第14条 (省略)</p> <p>(株主総会の招集者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が、取締役会の決議に基づいて招集する。取締役社長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2 株主総会は、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。取締役社長が欠員のときは、社長執行役員が議長となる。社長執行役員に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第16条～第20条 (省略)</p>	<p>(機関)</p> <p><u>第4条 この会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条～第10条 (現行定款第4条～第9条のとおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 この会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びにこの会社に対する株主の権利行使についての手続き等は、法令または定款のほか、<u>取締役会の決議により委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条～第15条 (現行定款第11条～第14条のとおり)</p> <p>(株主総会の招集者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、予め取締役会において定めた取締役が招集する。当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 株主総会においては、<u>予め取締役会において定めた取締役または執行役が議長となる。当該取締役または執行役に差支えがあるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役または執行役が議長となる。</u></p> <p>第17条～第21条 (現行定款第16条～第20条のとおり)</p>

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(取締役及び取締役会の設置)

第21条 この会社に、取締役10名以内及び取締役会を置く。

第22条～第23条 (省略)

(代表取締役及び役付役員)

第24条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議によって取締役社長または社長執行役員1名を定め、取締役社長は代表取締役とする。

3 (省略)

(取締役会の招集者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議及び議事録)

第27条 (省略)

2 取締役会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が記名捺印または電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 この会社の取締役は、15名以内とする。

第23条～第24条 (現行定款第22条～第23条のとおり)

(取締役会長)

第25条 (削除)

(削除)

(現行定款第24条第3項のとおり)

(取締役会の招集者及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に對して発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議及び議事録)

第28条 (現行定款第27条第1項のとおり)

2 取締役会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した取締役が記名捺印または電子署名する。



を選定する。

(監査役会の権限)

第 35 条 監査役会は、すべての監査役で組織し、法令に定める権限を有するほか、その決議によって監査役の職務の執行に関する事項を決定することができる。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(削除)

(監査役会の招集者及び議長)

第 36 条 監査役会は、予め招集者を定めることができる。但し、他の監査役が招集することを妨げない。

(削除)

2 監査役会は、前項の招集者が議長となる。

(削除)

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(削除)

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(削除)

(監査役会の決議及び議事録)

第 38 条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(削除)

2 監査役会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した監査役が記名捺印または電子署名する。

(削除)

(監査役の責任免除)

第 39 条 この会社は、会社法第 426 条第 1 項の定めにより、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(削除)

2 この会社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、監査役との間に、損害賠償責任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。

(削除)

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 委員会</u></p> <p><u>(各委員の選定方法)</u></p> <p><u>第30条 この会社の指名委員会、監査委員会、報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p><u>(各委員会規定)</u></p> <p><u>第31条 各委員会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める各委員会規定による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 執行役</u></p> <p><u>(執行役の選任)</u></p> <p><u>第32条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(執行役の任期)</u></p> <p><u>第33条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。</u></p> <p><u>(代表執行役及び役付執行役)</u></p> <p><u>第34条 この会社は取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。</u></p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって、執行役社長1名を選定し、執行役副社長、執行役専務、執行役常務各若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>(執行役の責任免除)</u></p> <p><u>第35条 この会社は、会社法第426条第1項の定めにより、執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第40条 この会社に、会計監査人を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

<p>第 <u>41</u> 条～第 <u>42</u> 条 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 <u>7</u> 章 計 算</p> <p>第 <u>43</u> 条～第 <u>46</u> 条 （省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第 <u>36</u> 条～第 <u>37</u> 条 （現行定款第 41 条～第 42 条のとおり）</p> <p style="text-align: center;">第 <u>8</u> 章 計 算</p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>41</u> 条 （現行定款第 43 条～第 46 条のとおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>）</p> <p><u>第 1 条</u> この会社は、第 94 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
---	---